

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年 1月30日

徳島県知事 殿

徳島県阿南市富岡町今福寺34-4
阿南商工会議所
会頭 兼松 功

徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市長 表原 立磨

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：津山 浩範

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の概要・立地



四国の最東端、徳島県のほぼ中央海岸線に位置し、一級河川那賀川水系により形成された沖積平野と、リアス式海岸を持つ臨海部、四国山系東側に連なる地において、豊かな自然と温暖な気候(年間平均気温16.5度)に恵まれている。

年間降水量は1,765mmである。

ただ、当地は台風の通り道であり、阿南市福井町では、1時間当たりの降雨記録が全国top10入りするなど有数の多雨地域である。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、阿南商工会議所・市役所・商店街が立地する富岡町において、0.5m～3.0mの浸水が予想されているほか、新たな商業集積地である日開野町・西路見町において、0.5m～3.0m、当地を代表する工業地帯である辰巳工業団地においては浸水想定はない。平成26年の台風11号で中学校が浸水し全国ニュースになった吉井町においては、最大10m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、吉井町・福井町・新野町等には、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるが、該当地域には商工業者の集積はない。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6強以上の地震が今後64.0%以上の確率で発生すると言われている。

(南海トラフ巨大地震：阿南市業務継続計画)

- ・市域の約16% (45K m²) が津波による浸水被害を受ける
- ・津波により損傷する建物数は、全半壊合計で23,700棟 (最大想定 揺れ、液状化、土砂による被害含 津波のみは6,200棟)
- ・死者は、最大4,600人、負傷者2,700人、重傷者1,100人 計8,400人
- ・上水は発災直後全域で断水、1か月後も25%が断水

- ・電力は発災直後全域で停電

(その他)

当市を流れる那賀川は全国有数の急峻河川であり、雨が上流から下流へ一気に流下する特徴があり、洪水はほとんど台風期に発生している。

特に平成26年8月の台風11号において、大雨、洪水が加茂谷地区に多大な被害を及ぼし、家屋被害は91戸にのぼった。

また、那賀川とその流域の地形から、梅雨前等には渇水が問題となり、工業・農業に多大な被害を及ぼすことがある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数： 2,322者
- ・小規模事業者数：1,909者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	319	305	市内に広く分布している。
製造	280	239	辰己・大湯工業団地の他、市内に広く分布している。
電気・ガス・熱供給・水道	8	1	当市には、四国電力・電源開発の発電所が立地している。
情報通信	8	6	携帯電話販売会社の他、市内には2社のCATV業者がある。
運輸	104	34	市内に広く分布している。
卸・小売	770	579	市街地に多い。
金融・保険・不動産	161	117	市街地に多い。
観光・サービス	672	628	市内に広く分布している。

(平成28年経済センサスより抜粋)

(3) これまでの取組み

1) 阿南市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 阿南商工会議所の取組

- ・事業継続力強化計画作成セミナーの開催
- ・事業所BCP等に関する国・県の施策紹介、導入企業の事例発表会の開催
- ・那賀川流域の治水・利水・安全度の更なる向上についての要望活動

- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
 - ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
 - ・徳島県、阿南市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言は総務課の人員が中心となり実施しているが、十分機能しているとは言い難い。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標：計70事業者
（令和5年度：12事業者、令和6年度：13事業者、令和7年度：14事業者、令和8年度：15事業者、令和9年度：16事業者）
- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識頂き、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、阿南商工会議所と阿南市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・阿南商工会議所と阿南市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

阿南市地域防災計画及び阿南商工会議所BCPと本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備

え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。

- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・(別添参照) 事業継続計画（平成29年作成）

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ大手損保会社4社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

参考

当所事務所は「阿南市商工業振興センター」の最上階3階にあり、1・2階は阿南市所有だが当所が指定を受け管理している。当会館の2階は避難場所に指定されており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災でJRが止まった際、主にJR客の誘導協力の他、阿南市等との連絡調整等を行った。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阿南市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・阿南商工会議所と阿南市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と阿南市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

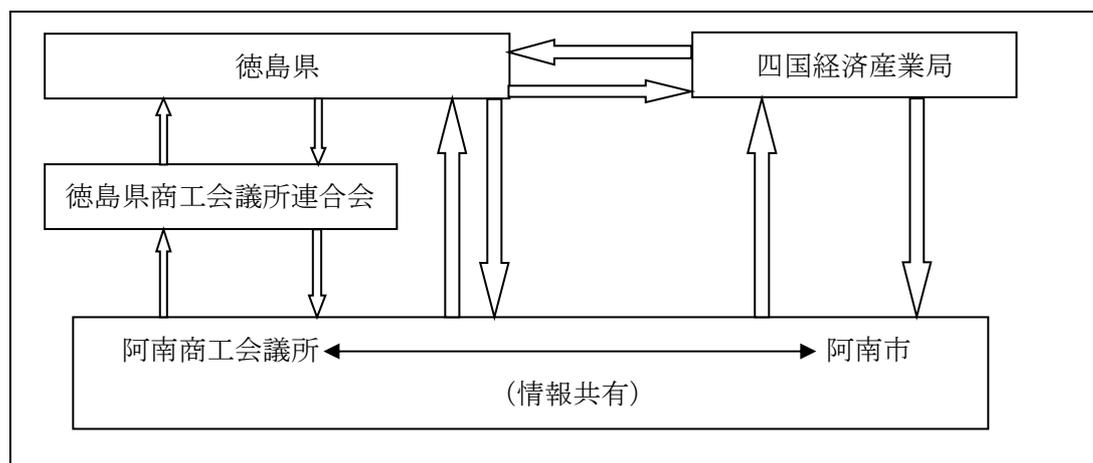
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・阿南市が策定した「阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・阿南商工会議所と阿南市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・阿南商工会議所と阿南市が共有した情報を、県の指定する方法にて阿南商工会議所又は阿南市から県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、阿南商工会議所と阿南市が共有した情報を県の指定する方法にて、阿南商工会議所又は阿南市から県へ報告する。

※連絡ルート



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、阿南市と相談する（阿南商工会議所は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や日本商工会議所等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年12月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 津山 浩範 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
・他の職員のスキルや支援力を高めるため、指導、助言等の実施。	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
阿南商工会議所 〒774-0030 徳島県阿南市富岡町今福寺34-4 TEL: 0884-22-2301 / FAX: 0884-23-5717 E-mail: anancci@anancci.or.jp	
②関係市町村	
阿南市産業部商工政策課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 TEL: 0884-22-3290 / FAX: 0884-22-0075 E-mail: shoukou@anan.i-tokushima.jp	
阿南市危機管理部危機管理課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 TEL: 0884-22-9191 E-mail: bosai@anan.i-tokushima.jp	
※その他	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
<p>東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 TEL:03-3212-6211 (徳島支店) 〒770-8520 徳島県徳島市寺島本町西2-22-1 徳島東京海上日動ビル3F TEL:088-626-2940</p>	
<p>三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長 船曳 真一郎 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL:03-3259-3111 (四国東支店) 〒770-0856 徳島県徳島市中洲町2丁目6 三井住友海上 徳島ビル TEL: 088-622-8215</p>	
<p>損害保険ジャパン株式会社 取締役社長 白川 儀一 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-3111 (徳島支店) 〒770-0939 徳島県徳島市かちどき橋1丁目25 損保ジャパン徳島ビル TEL:088-655-9611</p>	
<p>あいおいニッセイ同和損保株式会社 取締役社長 新納 啓介 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL: 03-5424-0101 (徳島支店) 〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2-19-1 あいおいニッセイ同和損保ビル3階 TEL: 088-622-0317</p>	
連携して実施する事業の内容	
<p>①災害共済の加入推進 ②事業継続力強化計画普及セミナー、事業継続力強化計画策定支援 ③自然災害に関わる保険の見直し ④ハザード情報レポートの提供</p>	
連携して事業を実施する者の役割	
<p>①災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②簡易策定ツールを活用したBCP策定支援、策定ワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域事業者へ普及活動を行う。 ③自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ④地域事業所所在地のハザード情報レポートを提供、自然災害リスクについて周知活動を実施する</p>	
連携体制図等	
	<p>事業継続力強化計画の周知、策定支援 損害保険の加入促進 共済保険の周知 ハザード情報の提供</p>